

社会福祉法人藤蔭福祉会

役員・役員等・その他の役員 報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人藤蔭福祉会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）、第3者委員、評議員選任・解任委員（以下「その他の役員」とする）の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び役員等、その他の役員が、理事長の指示または理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、藤蔭福祉会法人役員旅費等支給規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、平成 5年3月13日に施行する。

〃 平成15年8月28日に施行する。

*報酬と旅費規定を分ける

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。